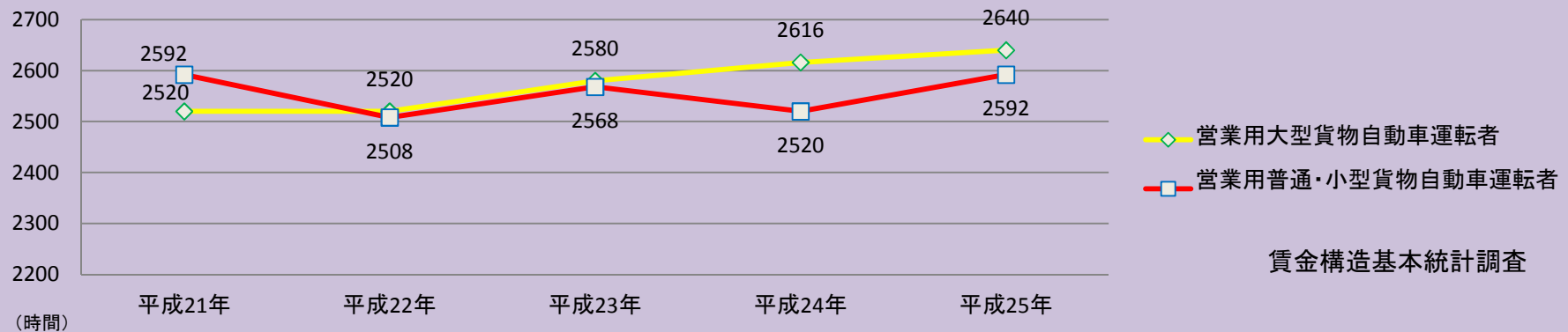


トラック運送事業における労働の現状①

年間総実労働時間の推移(産業別)



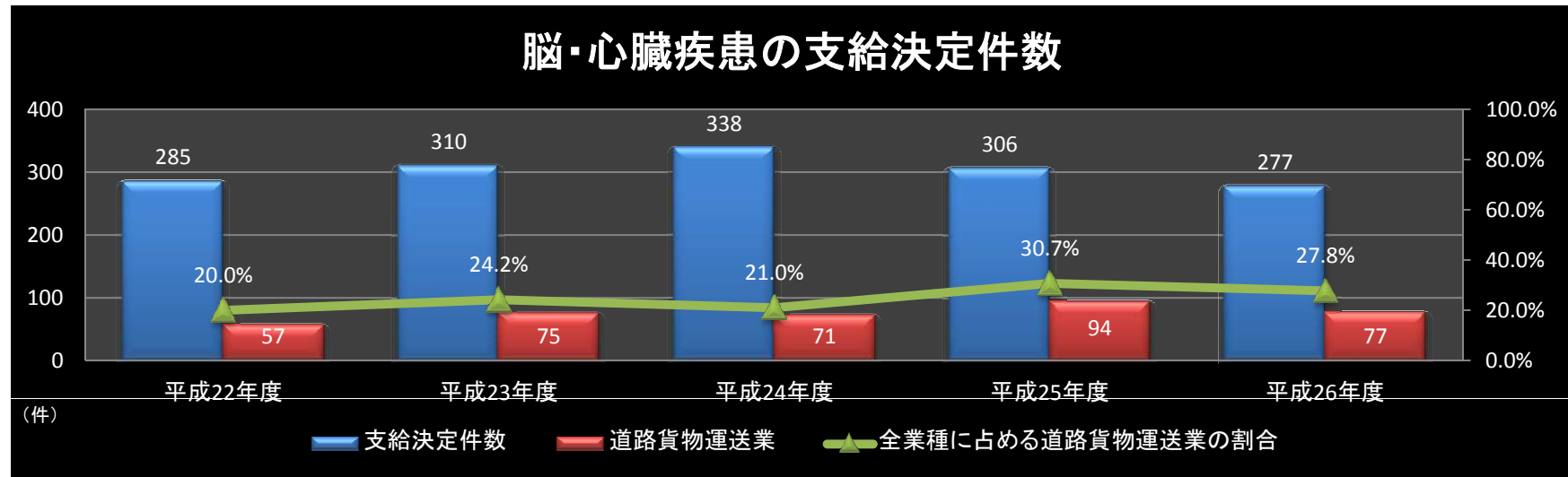
年間総実労働時間の推移(職種別)



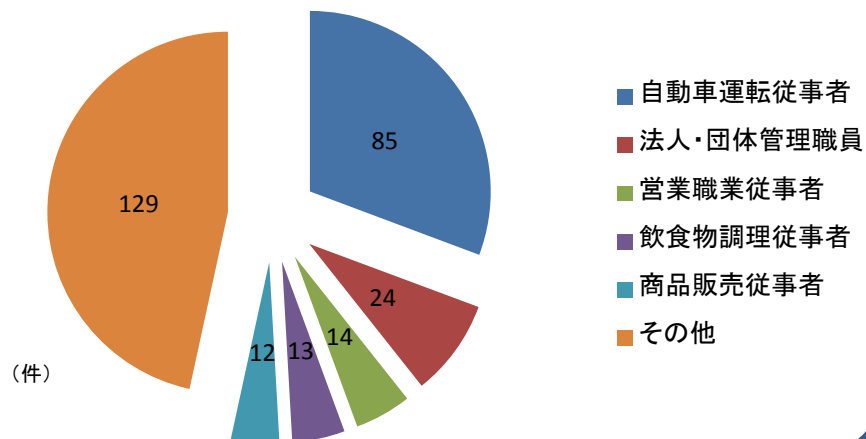
平成25年における道路貨物運送業の年間総実労働時間は、産業計と比べて、約476時間長い。
特に、トラック運転者の労働時間は、年間約2500～2600時間強で推移しており、長時間労働の実態にある。

トラック運送事業における労働の現状②

業種別の脳・心臓疾患の労災支給決定件数においても、道路貨物運送業は高い水準（平成26年度77件）にあり、全業種（同277件）の約4分の1強を占める。



脳・心臓疾患支給決定件数(平成26年度:職種別)



労働者全体（52,094,209人）に占める道路貨物運送業に従事する労働者（1,550,223人）の割合は2.98%。この割合から考えれば、脳・心臓疾患の支給決定件数に占める自動車運転者の割合は極めて高い。

※ 数値は、総務省統計局「経済センサス基礎調査」（平成21年）の調査票情報を独自集計したもの。

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

年 度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
区 分						
脳・心臓疾患	請求件数	802	898	842	784	763 (92)
	決定件数 注2	696	718	741	683	637 (67)
	うち支給決定件数 注3	285	310	338	306	277 (15)
	[認定率] 注4	[40.9%]	[43.2%]	[45.6%]	[44.8%]	[43.5%] (22.4%)
う ち 死 亡	請求件数	270	302	285	283	242 (17)
	決定件数	272	248	272	290	245 (14)
	うち支給決定件数	113	121	123	133	121 (3)
	[認定率]	[41.5%]	[48.8%]	[45.2%]	[45.9%]	[49.4%] (21.4%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注5

年 度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
区 分						
脳・心臓疾患	支給決定件数 注6	11	13	3	12	7 (0)
	うち死亡	6	9	1	8	3 (0)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったことに伴い新たに支給決定した事案である。
 6 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
 7 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

図1-1 脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移

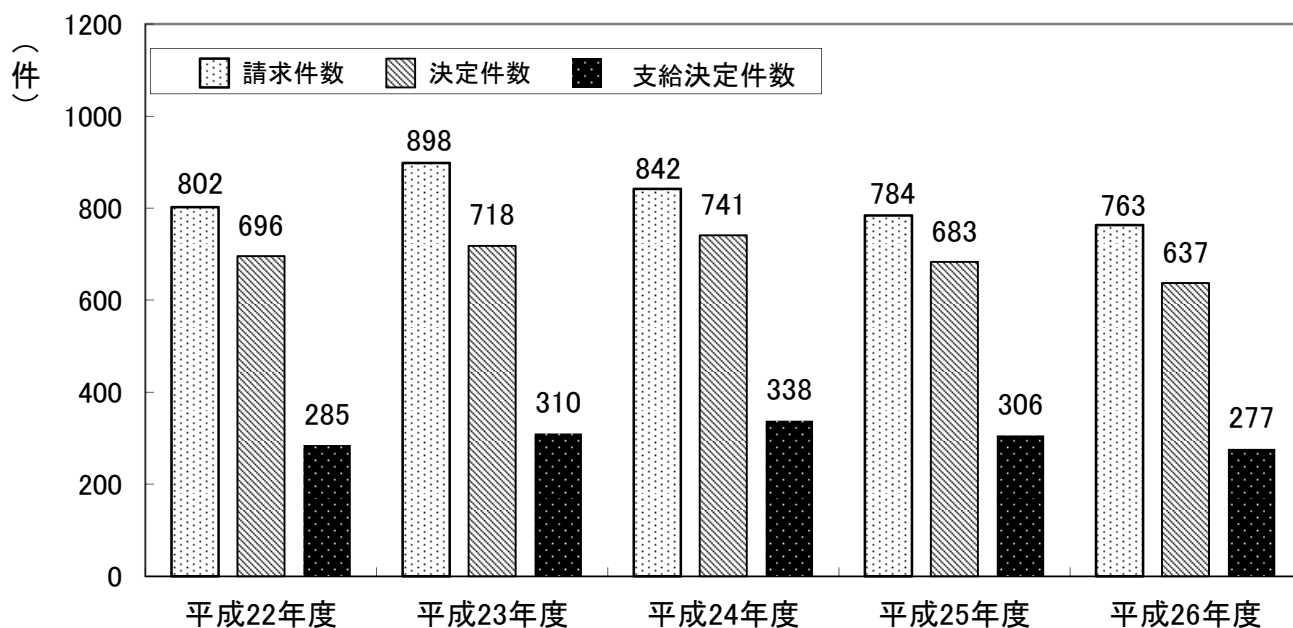


表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	平成25年度			平成26年度		
	請 求 件 数	決 定 件 数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	13	9	2	5 (1)	10 (1)	5 (1)
製 造 業	103	86	36	77 (4)	70 (5)	31 (2)
建 設 業	122	91	27	97 (1)	88 (0)	28 (0)
運 輸 業、郵 便 業	182	167	107	168 (3)	143 (2)	92 (1)
卸 売 業、小 売 業	110	104	38	126 (21)	88 (19)	35 (5)
金 融 業、保 険 業	3	1	1	7 (2)	7 (1)	2 (0)
教 育、学 習 支 援 業	14	13	5	11 (2)	13 (4)	6 (1)
医 療、福 祉	32	39	8	43 (20)	27 (11)	6 (1)
情 報 通 信 業	28	19	7	21 (1)	22 (2)	9 (1)
宿泊業、飲食サービス業	40	32	20	59 (15)	44 (9)	24 (2)
その他の事業(上記以外の事業)	137	122	55	149 (22)	125 (13)	39 (1)
合 計	784	683	306	763 (92)	637 (67)	277 (15)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

図1-2 業種別構成比

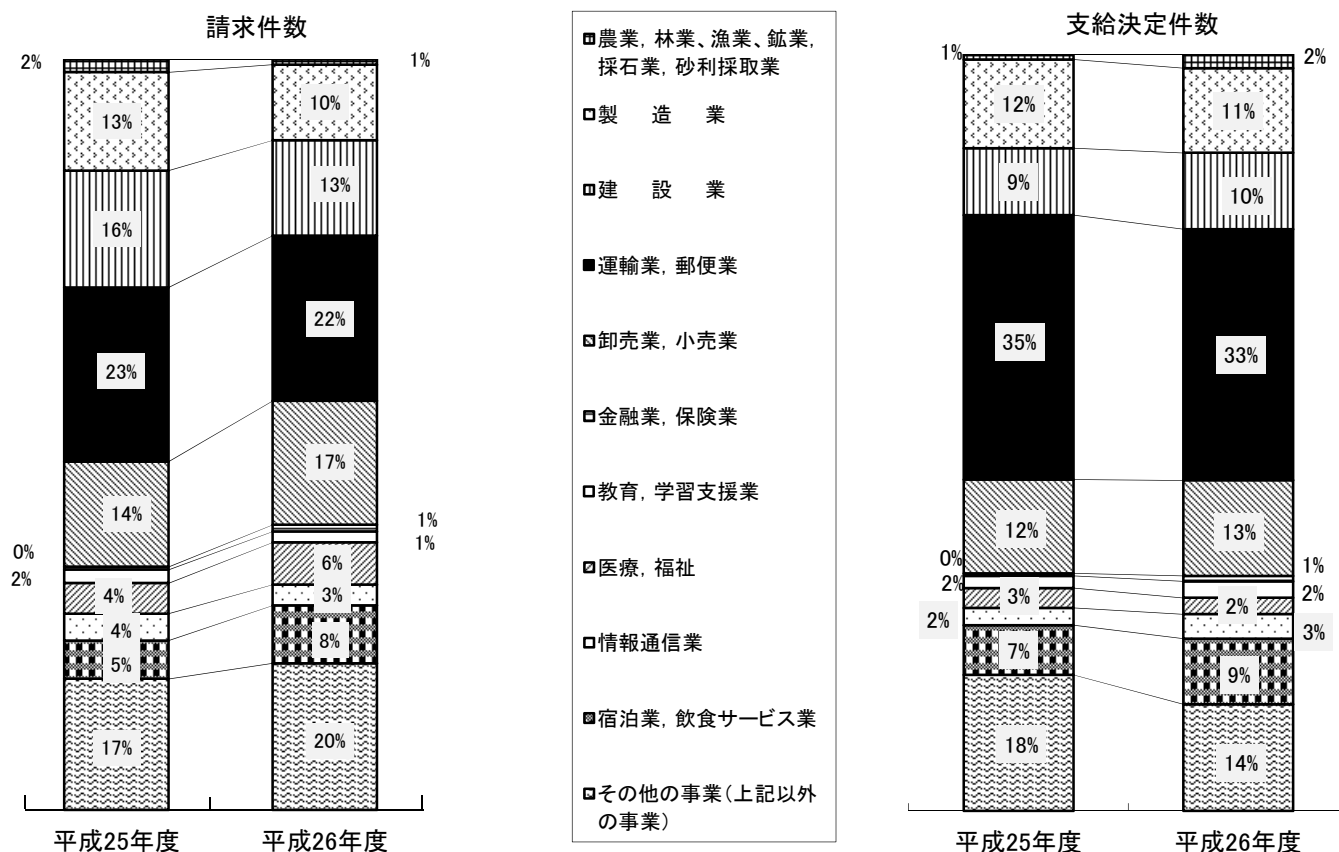


表1-2-1 脳・心臓疾患の請求件数の多い業種(中分類の上位15業種)

平成26年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	120 (1)
2	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	48 (10)
3	建設業	総合工事業	42 (1)
4	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	39 (11)
5	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	33 (1)
6	建設業	設備工事業	30 (0)
6	卸売業, 小売業	各種商品小売業	30 (7)
8	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	28 (15)
9	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	25 (0)
10	卸売業, 小売業	その他の小売業	23 (4)
11	サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業	17 (3)
12	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	16 (5)
12	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	16 (2)
14	医療, 福祉	医療業	15 (5)
14	卸売業, 小売業	機械器具小売業	15 (0)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-2-2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い業種(中分類の上位15業種)

平成26年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定 件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	77 (1)
2	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	18 (2)
3	建設業	総合工事業	16 (0)
4	運輸業, 郵便業	道路旅客運送業	12 (0)
5	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	10 (0)
6	建設業	設備工事業	8 (0)
7	製造業	金属製品製造業	6 (0)
8	情報通信業	情報サービス業	5 (0)
8	卸売業, 小売業	その他の小売業	5 (1)
8	学術研究, 専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	5 (0)
8	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	5 (0)
12	卸売業, 小売業	各種商品小売業	4 (1)
12	卸売業, 小売業	飲食料品卸売業	4 (0)
12	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	4 (0)
12	製造業	食料品製造業	4 (1)
12	製造業	生産用機械器具製造業	4 (0)
12	卸売業, 小売業	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	4 (0)
12	卸売業, 小売業	機械器具卸売業	4 (0)
12	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	4 (2)
12	卸売業, 小売業	機械器具小売業	4 (0)
12	教育, 学習支援業	学校教育	4 (1)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類)	平成25年度			平成26年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	101	91	37	102 (9)	89 (9)	44 (2)
管理的職業従事者	59	45	27	59 (4)	64 (4)	37 (1)
事務従事者	79	62	26	62 (10)	44 (8)	15 (0)
販売従事者	80	85	38	77 (15)	52 (18)	26 (6)
サービス職業従事者	82	82	27	125 (34)	88 (19)	30 (3)
輸送・機械運転従事者	170	145	95	149 (1)	138 (2)	88 (1)
生産工程従事者	64	48	19	52 (6)	45 (3)	14 (1)
運搬・清掃・包装等従事者	27	31	11	47 (11)	27 (3)	3 (0)
建設・採掘従事者	81	68	17	65 (1)	57 (0)	11 (0)
その他の職種(上記以外の職種)	41	26	9	25 (1)	33 (1)	9 (1)
合 計	784	683	306	763 (92)	637 (67)	277 (15)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

図1-3 職種別構成比

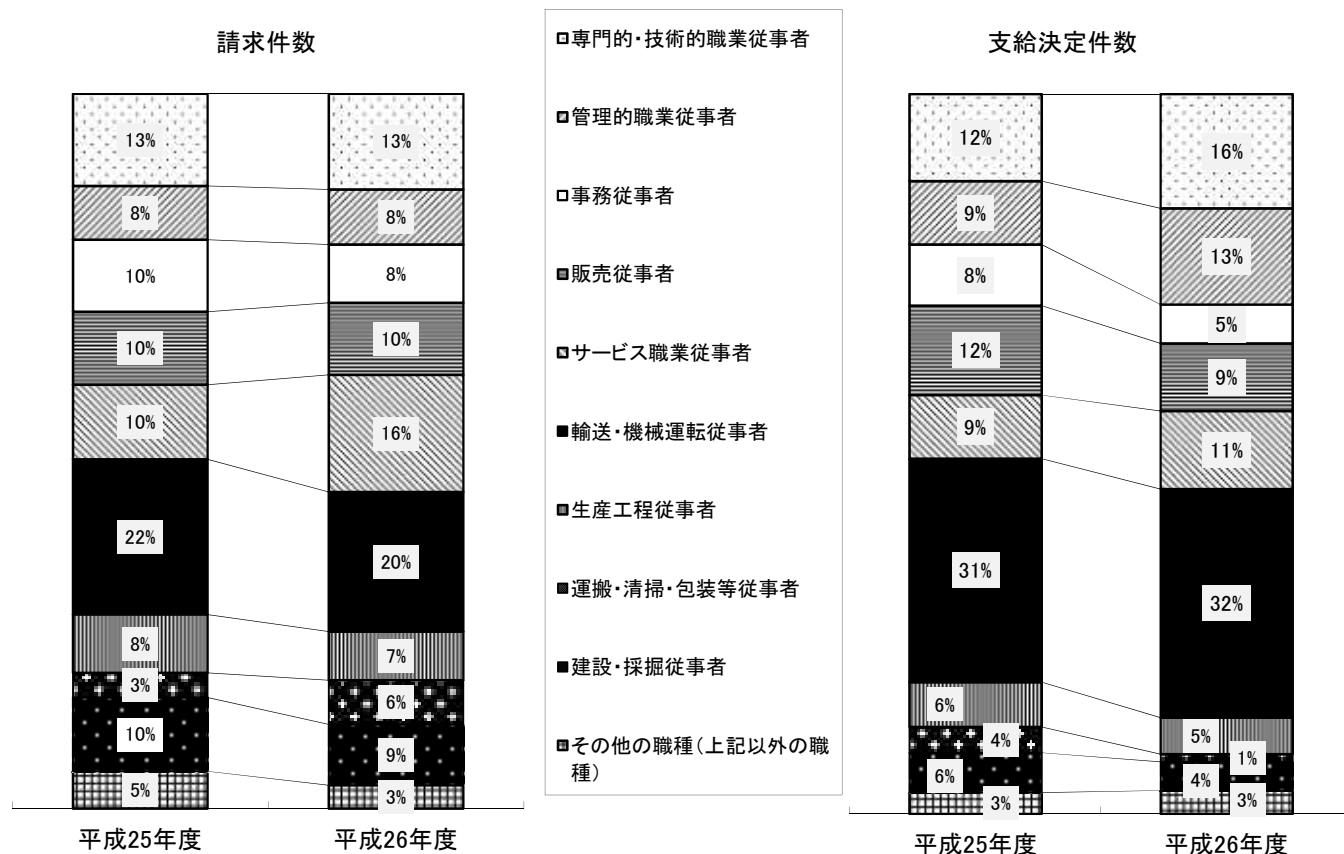


表1-3-1 脳・心臓疾患の請求件数の多い職種(中分類の上位15職種)

平成26年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	143 (1)
2	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	42 (0)
3	販売従事者	商品販売従事者	40 (12)
4	販売従事者	営業職業従事者	37 (3)
5	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	34 (9)
6	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	33 (6)
7	事務従事者	一般事務従事者	32 (6)
7	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	32 (1)
9	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	24 (0)
9	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	24 (2)
11	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	23 (3)
12	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	21 (12)
12	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	21 (4)
14	保安職業従事者	その他の保安職業従事者	19 (0)
14	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	19 (6)

注 1 業種については、「日本標職業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-3-2 脳・心臓疾患の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

平成26年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定 件数
1	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	85(1)
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	24(1)
3	販売従事者	営業職業従事者	14(2)
4	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	13(1)
5	販売従事者	商品販売従事者	12(4)
6	管理的職業従事者	その他の管理的職業従事者	11(0)
7	事務従事者	一般事務従事者	8(0)
7	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	8(0)
7	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	8(1)
10	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	7(0)
10	専門的・技術的職業従事者	製造技術者(開発を除く)	7(0)
12	専門的・技術的職業従事者	その他の技術者	6(0)
12	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	6(0)
14	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	5(1)
14	事務従事者	営業・販売事務従事者	5(0)

注 1 業種については、「日本標職業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-4 脳・心臓疾患の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度 年齢	平成25年度						平成26年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
19歳以下	1	1	2	2	0	0	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	23	11	20	10	13	6	10 (0)	3 (0)	15 (1)	9 (1)	7 (0)	5 (0)
30～39歳	81	32	81	40	43	19	81 (8)	27 (1)	63 (6)	26 (3)	39 (4)	21 (2)
40～49歳	210	88	182	84	92	46	222 (15)	90 (4)	190 (14)	79 (4)	93 (3)	42 (1)
50～59歳	241	88	219	95	108	47	251 (34)	65 (3)	220 (25)	75 (2)	111 (7)	40 (0)
60歳以上	228	63	179	59	50	15	198 (35)	57 (9)	149 (21)	56 (4)	27 (1)	13 (0)
合計	784	283	683	290	306	133	763 (92)	242 (17)	637 (67)	245 (14)	277 (15)	121 (3)

注 ()内は女性の件数で、内数である。

図1-4 年齢別構成比

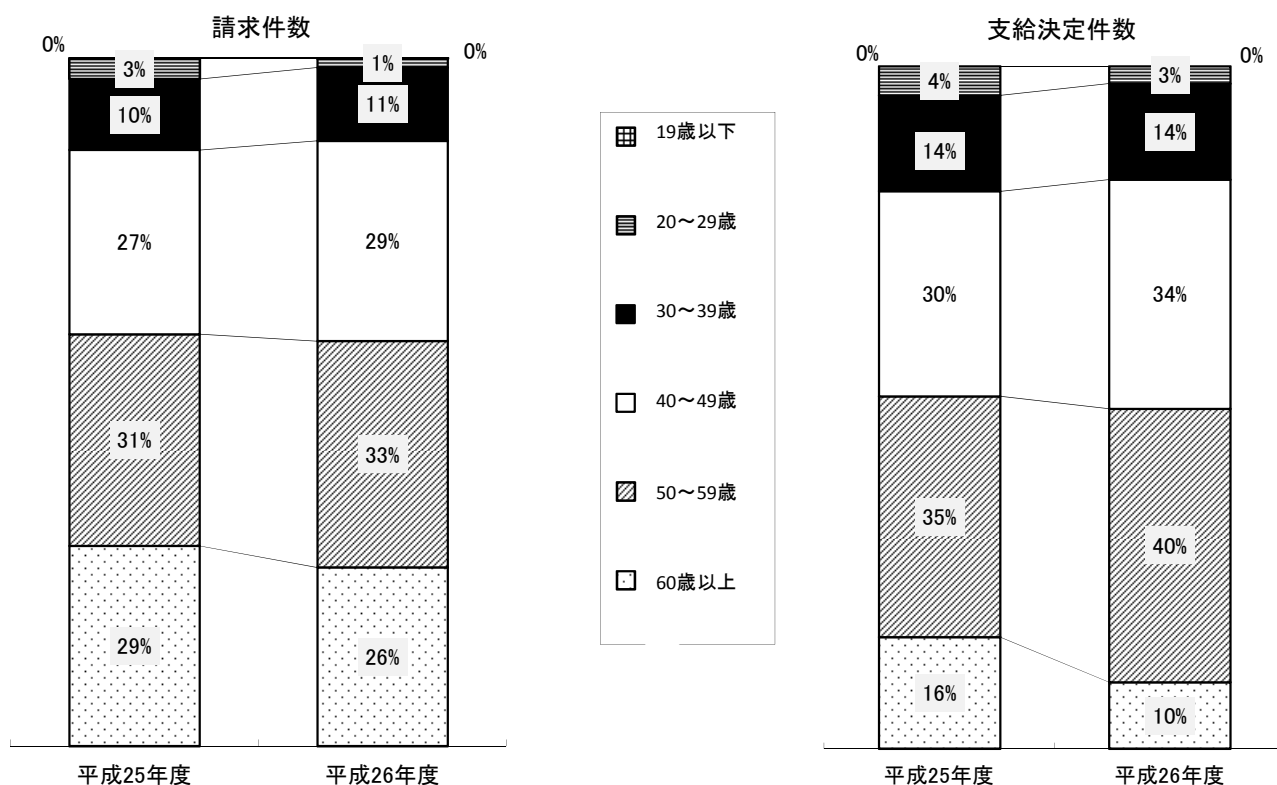


表1-5 脳・心臓疾患の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

平成26年度

	脳血管疾患						虚血性心疾患等						合計					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
北海道	23 (3)	5 (0)	19 (5)	6 (1)	9 (3)	2 (1)	19 (2)	8 (2)	14 (2)	5 (1)	9 (0)	3 (0)	42 (5)	13 (2)	33 (7)	11 (2)	18 (3)	5 (1)
青森	5 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (1)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
岩手	4 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	6 (1)	4 (0)	4 (1)	2 (0)	7 (0)	2 (0)	7 (1)	5 (0)	5 (1)	3 (0)
宮城	14 (1)	5 (0)	7 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	18 (1)	9 (0)	9 (0)	4 (0)	4 (0)	2 (0)
秋田	2 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
山形	1 (1)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
福島	8 (1)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (1)	3 (0)	7 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	12 (2)	5 (0)	11 (0)	5 (0)	2 (0)	1 (0)
茨城	6 (1)	1 (0)	8 (2)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	5 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	11 (1)	4 (0)	10 (2)	2 (0)	4 (0)	2 (0)
栃木	2 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	6 (0)	3 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)
群馬	8 (2)	1 (0)	6 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (1)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	12 (3)	4 (1)	7 (1)	0 (0)	3 (0)	0 (0)
埼玉	22 (3)	3 (0)	17 (1)	5 (0)	7 (0)	3 (0)	10 (0)	7 (0)	16 (2)	14 (1)	8 (1)	8 (1)	32 (3)	10 (0)	33 (3)	19 (1)	15 (1)	11 (1)
千葉	20 (5)	5 (0)	17 (3)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	10 (0)	8 (0)	14 (0)	13 (0)	6 (0)	6 (0)	30 (5)	13 (0)	31 (3)	14 (0)	9 (0)	6 (0)
東京	63 (10)	8 (2)	54 (12)	7 (2)	26 (1)	3 (0)	44 (1)	22 (0)	34 (2)	23 (2)	14 (1)	10 (1)	107 (11)	30 (2)	88 (14)	30 (4)	40 (2)	13 (1)
神奈川	39 (2)	7 (0)	35 (3)	5 (0)	16 (2)	1 (0)	23 (1)	9 (0)	19 (1)	10 (0)	4 (0)	4 (0)	62 (3)	16 (0)	54 (4)	15 (0)	20 (2)	5 (0)
新潟	4 (1)	0 (0)	3 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (0)	2 (0)	5 (0)	4 (0)	2 (0)	2 (0)	8 (1)	2 (0)	8 (1)	5 (0)	3 (1)	2 (0)
富山	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)
石川	3 (0)	1 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	7 (0)	4 (0)	5 (0)	3 (0)
福井	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
山梨	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
長野	7 (1)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (1)	4 (0)	5 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (0)
岐阜	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	0 (0)	0 (0)
静岡	6 (1)	2 (1)	4 (1)	1 (1)	3 (0)	0 (0)	6 (0)	4 (0)	5 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	12 (1)	6 (1)	9 (1)	4 (1)	5 (0)	1 (0)
愛知	18 (1)	7 (0)	16 (1)	8 (0)	10 (1)	3 (0)	14 (0)	9 (0)	13 (0)	9 (0)	9 (0)	7 (0)	32 (1)	16 (0)	29 (1)	17 (0)	19 (1)	10 (0)
三重	4 (1)	0 (0)	5 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (0)	4 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (1)	1 (0)	9 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)
滋賀	4 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	7 (0)	3 (0)	5 (0)	4 (0)	5 (0)	4 (0)

	脳血管疾患						虚血性心疾患等						合計					
	請求件数		決定件数		うち支給 決定件数		請求件数		決定件数		うち支給 決定件数		請求件数		決定件数		うち支給 決定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
京 都	22 (6)	3 (1)	14 (1)	3 (0)	8 (1)	3 (0)	10 (2)	5 (1)	8 (0)	7 (0)	6 (0)	5 (0)	32 (8)	8 (2)	22 (1)	10 (0)	14 (1)	8 (0)
大 阪	55 (13)	1 (0)	51 (8)	4 (0)	15 (2)	3 (0)	28 (3)	14 (1)	21 (2)	13 (1)	9 (0)	5 (0)	83 (16)	15 (1)	72 (10)	17 (1)	24 (2)	8 (0)
兵 庫	24 (5)	0 (0)	19 (4)	1 (0)	7 (1)	1 (0)	7 (0)	1 (0)	8 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	31 (5)	1 (0)	27 (4)	4 (0)	9 (1)	2 (0)
奈 良	7 (1)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (1)	3 (0)	8 (1)	3 (1)	1 (0)	0 (0)
和歌山	7 (0)	3 (0)	5 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)	3 (0)	6 (0)	1 (0)	4 (0)	1 (0)
鳥 取	2 (1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	4 (1)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)
島 根	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
岡 山	4 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	7 (0)	2 (0)	5 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)
広 島	13 (0)	4 (0)	16 (0)	4 (0)	10 (0)	2 (0)	14 (1)	9 (1)	12 (0)	7 (0)	8 (0)	6 (0)	27 (1)	13 (1)	28 (0)	11 (0)	18 (0)	8 (0)
山 口	4 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	6 (0)	2 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)
徳 島	4 (2)	1 (1)	7 (2)	2 (1)	2 (0)	1 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (4)	1 (1)	7 (2)	2 (1)	2 (0)	1 (0)
香 川	3 (1)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	4 (1)	1 (0)	4 (2)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
愛 媛	6 (3)	1 (1)	5 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (1)	4 (1)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	12 (4)	5 (2)	9 (2)	3 (1)	1 (0)	1 (0)
高 知	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
福 岡	18 (1)	5 (0)	12 (1)	4 (0)	5 (0)	3 (0)	11 (1)	6 (0)	10 (0)	8 (0)	3 (0)	2 (0)	29 (2)	11 (0)	22 (1)	12 (0)	8 (0)	5 (0)
佐 賀	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)
長 崎	7 (0)	1 (0)	5 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (1)	2 (1)	6 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
熊 本	7 (1)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	5 (0)	1 (0)	4 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	12 (1)	2 (0)	7 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)
大 分	3 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	5 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)
宮 崎	3 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (1)	4 (0)	3 (1)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	8 (3)	6 (2)	4 (2)	3 (1)	1 (0)	1 (0)
鹿児島	5 (0)	2 (0)	6 (1)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)	3 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	8 (0)	5 (0)	8 (1)	5 (0)	4 (0)	3 (0)
沖 縄	9 (1)	2 (0)	9 (1)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	11 (1)	2 (0)	12 (1)	2 (0)	3 (0)	1 (0)
合 計	475 (74)	84 (9)	387 (55)	79 (8)	166 (12)	38 (1)	288 (18)	158 (8)	250 (12)	166 (6)	111 (3)	83 (2)	763 (92)	242 (17)	637 (67)	245 (14)	277 (15)	121 (3)

注 ()内は女性の件数で、内数である。

表1－6 脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

区分 \ 年度	平成25年度		平成26年度	
		うち死亡		うち死亡
45 時 間 未 満	0	0	0 (0)	0 (0)
45 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	0	0	0 (0)	0 (0)
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	31	16	20 (0)	10 (0)
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	106	50	105 (5)	50 (1)
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	71	28	66 (4)	27 (0)
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	21	8	32 (1)	14 (0)
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	22	8	23 (1)	7 (0)
160 時 間 以 上	34	13	20 (3)	8 (2)
そ の 他	21	10	11 (1)	5 (0)
合 計	306	133	277 (15)	121 (3)

注 1 その他の件数は、認定要件のうち、「異常な出来事への遭遇」又は「短期間の過重業務」により支給決定された事案の件数である。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表1-7 脳・心臓疾患の就労形態別決定及び支給決定件数

区分 \ 年度	平成25年度				平成26年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
正規職員・従業員	591	257	286	124	549 (41)	216 (10)	264 (13)	114 (3)
契約社員	18	8	5	1	12 (2)	3 (0)	1 (0)	0 (0)
派遣労働者	7	2	1	1	11 (5)	3 (0)	1 (0)	1 (0)
パート・アルバイト	32	10	7	3	25 (17)	4 (3)	2 (2)	0 (0)
その他(特別加入者等)	35	13	7	4	40 (2)	19 (1)	9 (0)	6 (0)
合計	683	290	306	133	637 (67)	245 (14)	277 (15)	121 (3)

注 1 就労形態の区分は以下のとおりである。

- ・正規職員・従業員
一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。
 - ・契約社員
専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。
 - ・派遣労働者
労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。
 - ・パート・アルバイト
就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。
- 2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-1 精神障害の労災補償状況

年 度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
区 分						
精神障害	請求件数	1181	1272	1257	1409	1456 (551)
	決定件数 注2	1061	1074	1217	1193	1307 (462)
	うち支給決定件数 注3	308	325	475	436	497 (150)
	[認定率] 注4	[29.0%]	[30.3%]	[39.0%]	[36.5%]	[38.0%] (32.5%)
う ち 自 殺 注5	請求件数	171	202	169	177	213 (19)
	決定件数	170	176	203	157	210 (21)
	うち支給決定件数	65	66	93	63	99 (2)
	[認定率]	[38.2%]	[37.5%]	[45.8%]	[40.1%]	[47.1%] (9.5%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況 注6

年 度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
区 分						
精神障害	支給決定件数 注7	15	20	34	12	21 (6)
	うち自殺	7	10	15	5	10 (1)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
 5 自殺は、未遂を含む件数である。
 6 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったことに伴い新たに支給決定した事案である。
 7 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
 8 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2-1 精神障害に係る労災請求・決定件数の推移

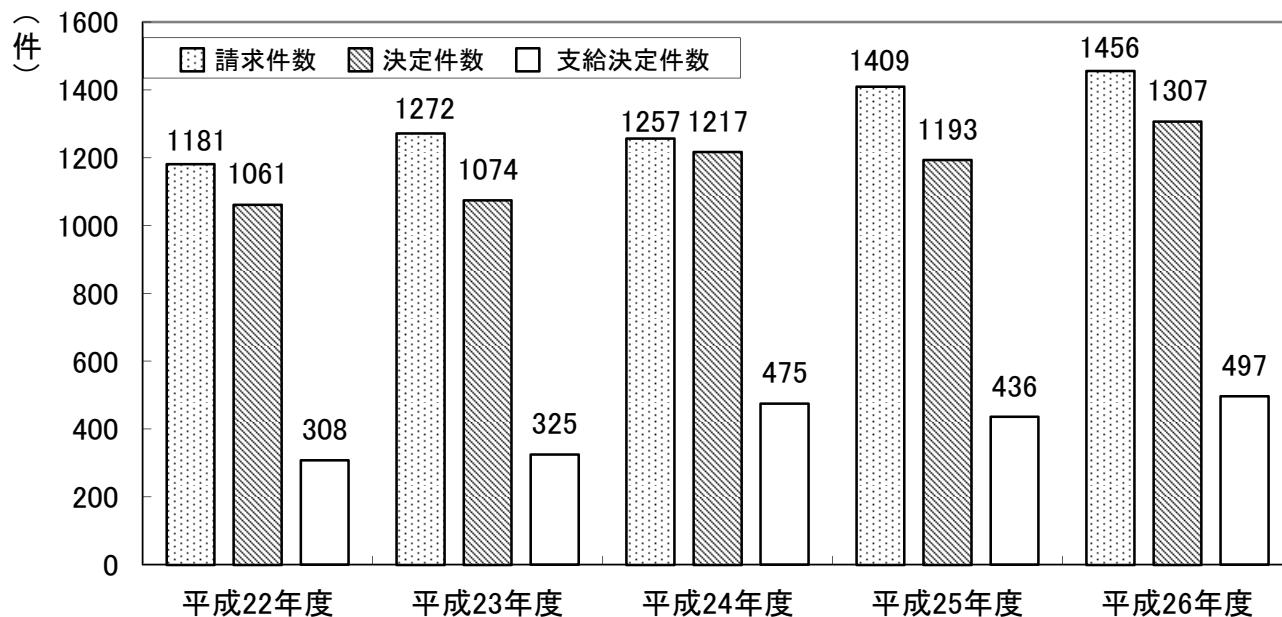


表2-2 精神障害の業種別請求、決定及び支給決定件数

業種(大分類)	平成25年度			平成26年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	15	11	7	11 (1)	10 (2)	6 (1)
製造業	249	219	78	245 (56)	228 (51)	81 (17)
建設業	87	68	34	74 (3)	76 (4)	37 (3)
運輸業、郵便業	147	115	45	144 (25)	138 (27)	63 (13)
卸売業、小売業	199	180	65	213 (90)	197 (71)	71 (17)
金融業、保険業	34	42	15	54 (24)	38 (19)	7 (3)
教育、学習支援業	34	33	13	60 (32)	38 (18)	10 (4)
医療、福祉	219	167	54	236 (163)	202 (139)	60 (44)
情報通信業	76	60	22	73 (20)	80 (20)	32 (5)
宿泊業、飲食サービス業	67	51	24	55 (24)	60 (27)	38 (13)
その他の事業(上記以外の事業)	282	247	79	291 (113)	240 (84)	92 (30)
合 計	1409	1193	436	1456 (551)	1307 (462)	497 (150)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

図2-2 業種別構成比

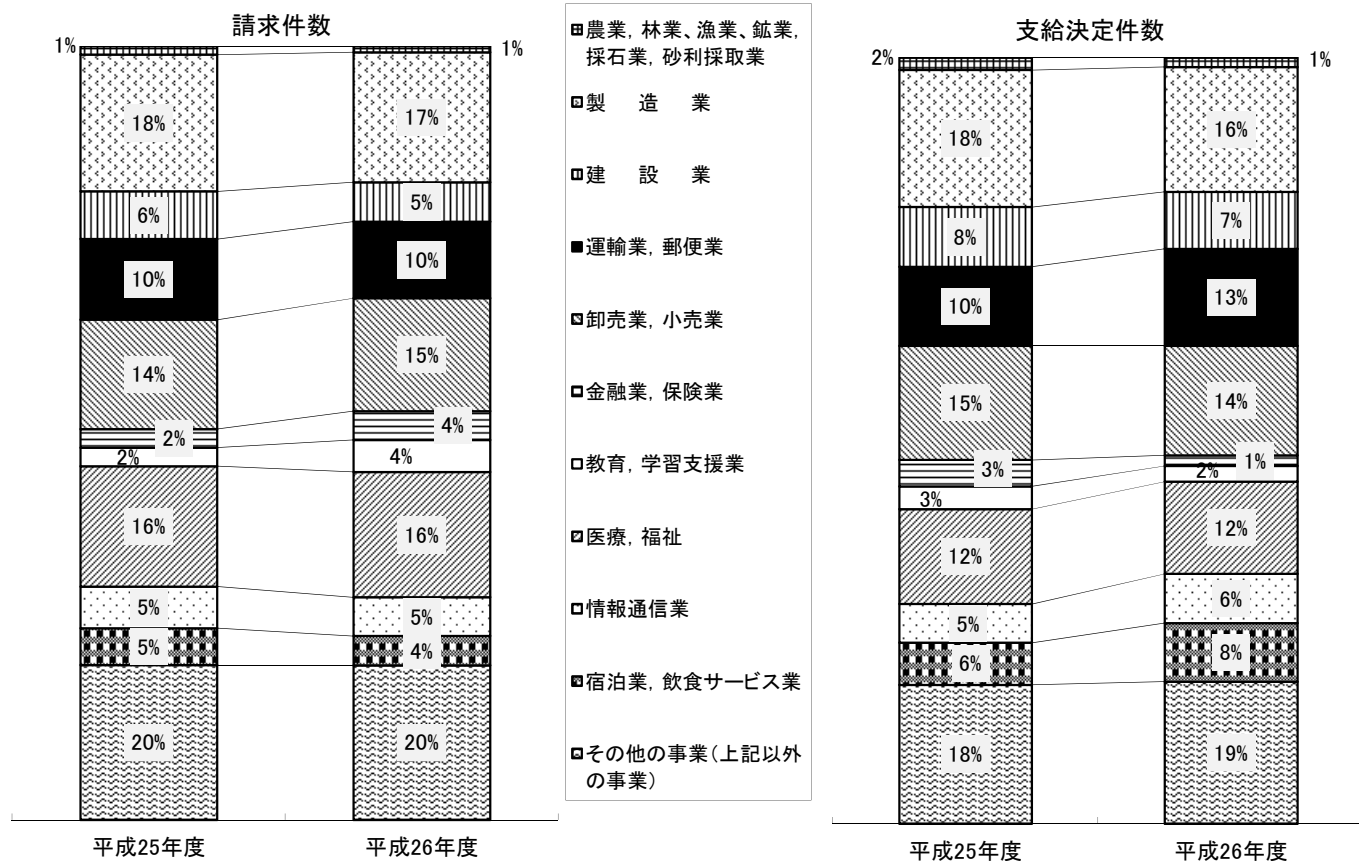


表2-2-1 精神障害の請求件数の多い業種(中分類の上位15業種)

平成26年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	請求件数
1	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	140 (90)
2	医療, 福祉	医療業	95 (72)
3	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	84 (10)
4	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	64 (28)
5	卸売業, 小売業	その他の小売業	51 (26)
6	情報通信業	情報サービス業	48 (12)
7	製造業	電気機械器具製造業	47 (7)
8	製造業	輸送用機械器具製造業	39 (7)
9	教育, 学習支援業	学校教育	37 (20)
10	サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業	36 (10)
11	卸売業, 小売業	各種商品小売業	33 (15)
11	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	33 (14)
11	卸売業, 小売業	機械器具小売業	33 (8)
14	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	31 (12)
15	学術研究, 専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	30 (3)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-2-2 精神障害の支給決定件数の多い業種(中分類の上位15業種)

平成26年度

	業種(大分類)	業種(中分類)	支給決定 件数
1	運輸業, 郵便業	道路貨物運送業	41 (5)
2	医療, 福祉	社会保険・社会福祉・介護事業	32 (22)
3	医療, 福祉	医療業	27 (22)
4	宿泊業, 飲食サービス業	飲食店	25 (6)
5	建設業	総合工事業	18 (2)
6	情報通信業	情報サービス業	16 (3)
7	卸売業, 小売業	飲食料品小売業	14 (5)
8	卸売業, 小売業	各種商品小売業	13 (5)
8	製造業	食料品製造業	13 (4)
10	サービス業(他に分類されないもの)	その他のサービス業	12 (2)
10	卸売業, 小売業	その他の小売業	12 (3)
10	学術研究, 専門・技術サービス業	技術サービス業(他に分類されないもの)	12 (0)
10	製造業	金属製品製造業	12 (2)
10	学術研究, 専門・技術サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	12 (3)
15	サービス業(他に分類されないもの)	その他の事業サービス業	11 (3)
15	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	11 (0)
15	製造業	電気機械器具製造業	11 (2)
15	製造業	輸送用機械器具製造業	11 (4)
15	卸売業, 小売業	機械器具小売業	11 (1)
15	宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	11 (6)

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

年度 職種(大分類)	平成25年度			平成26年度		
	請 求 件 数	決 定 件 数	うち支給 決定件数	請 求 件 数	決 定 件 数	うち支給 決定件数
専門的・技術的職業従事者	307	264	104	347 (137)	297 (115)	110 (40)
管 理 的 職 業 従 事 者	58	39	18	84 (13)	92 (13)	49 (4)
事 務 従 事 者	350	316	86	336 (182)	314 (146)	99 (41)
販 売 従 事 者	162	126	42	155 (64)	142 (48)	53 (15)
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	176	132	51	193 (99)	155 (84)	63 (31)
輸送・機械運転従事者	95	74	30	78 (6)	76 (11)	31 (3)
生 産 工 程 従 事 者	153	143	56	127 (28)	132 (28)	51 (9)
運搬・清掃・包装等従事者	32	31	10	62 (17)	47 (13)	17 (5)
建 設 ・ 採 掘 従 事 者	48	41	24	52 (1)	40 (1)	18 (1)
その他の職種(上記以外の職種)	28	27	15	22 (4)	12 (3)	6 (1)
合 計	1409	1193	436	1456 (551)	1307 (462)	497 (150)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

図2-3 職種別構成比

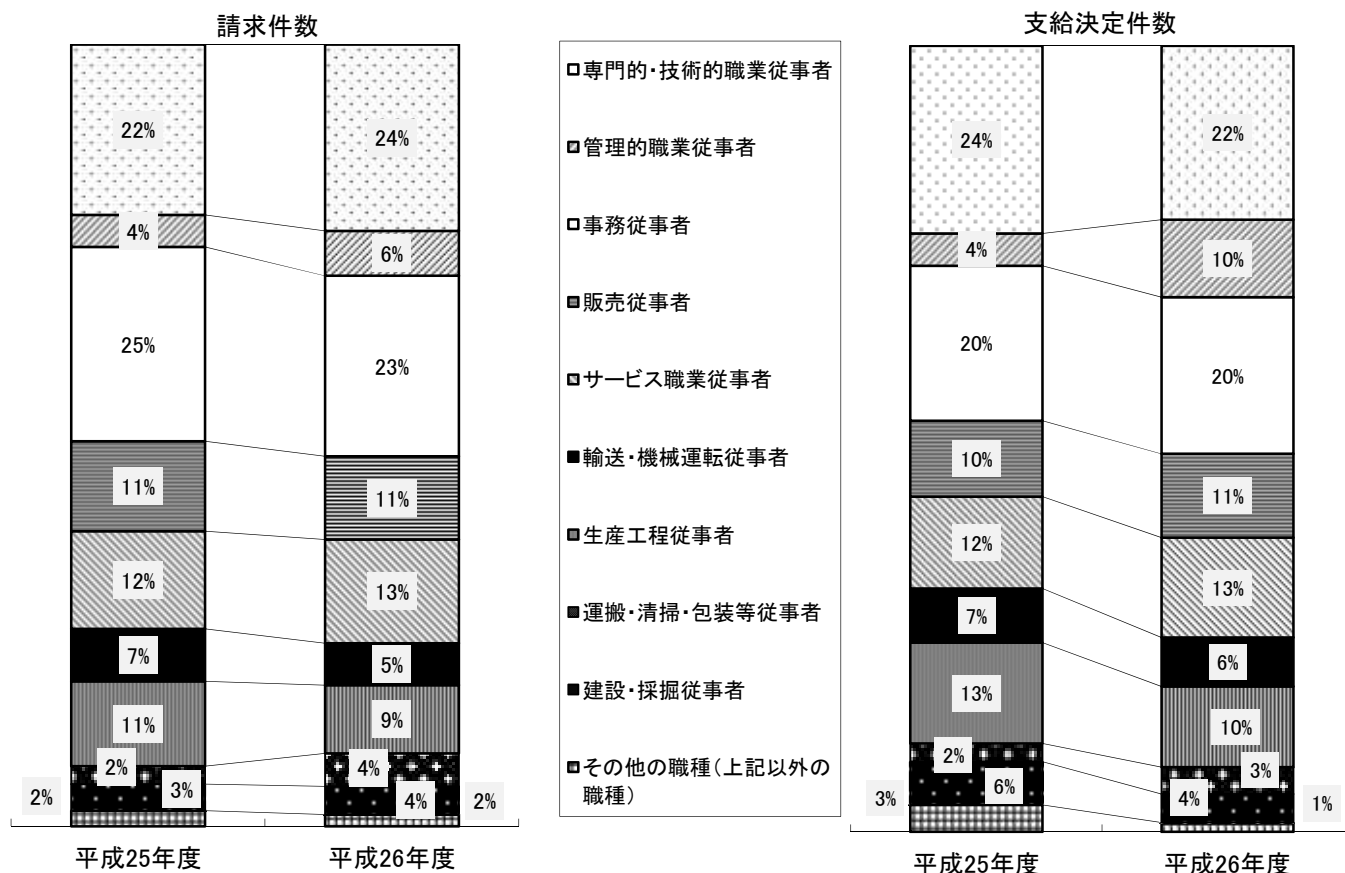


表2-3-1 精神障害の請求件数の多い職種(中分類の上位15職種)

平成26年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	請求件数
1	事務従事者	一般事務従事者	210 (131)
2	販売従事者	商品販売従事者	88 (44)
3	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	71 (6)
4	事務従事者	営業・販売事務従事者	66 (27)
5	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	63 (9)
6	販売従事者	営業職業従事者	62 (17)
6	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	62 (39)
8	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	56 (18)
9	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	51 (18)
10	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	50 (46)
11	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	44 (5)
12	専門的・技術的職業従事者	社会福祉専門職業従事者	37 (25)
13	運搬・清掃・包装等従事者	運搬従事者	33 (7)
13	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	33 (0)
15	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品)	32 (1)
15	専門的・技術的職業従事者	製造技術者(開発)	32 (4)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-3-2 精神障害の支給決定件数の多い職種(中分類の上位15職種)

平成26年度

	職種(大分類)	職種(中分類)	支給決定 件数
1	事務従事者	一般事務従事者	56 (26)
2	管理的職業従事者	法人・団体管理職員	39 (3)
3	販売従事者	商品販売従事者	34 (13)
4	生産工程従事者	製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	31 (6)
5	輸送・機械運転従事者	自動車運転従事者	29 (2)
6	事務従事者	営業・販売事務従事者	25 (7)
7	サービス職業従事者	接客・給仕職業従事者	19 (9)
8	専門的・技術的職業従事者	情報処理・通信技術者	18 (3)
9	専門的・技術的職業従事者	保健師, 助産師, 看護師	17 (17)
9	販売従事者	営業職業従事者	17 (2)
11	サービス職業従事者	介護サービス職業従事者	15 (11)
11	サービス職業従事者	その他のサービス職業従事者	15 (7)
13	専門的・技術的職業従事者	建築・土木・測量技術者	13 (0)
14	専門的・技術的職業従事者	その他の専門的職業従事者	11 (2)
14	サービス職業従事者	飲食物調理従事者	11 (3)
14	建設・採掘従事者	建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	11 (0)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-4 精神障害の年齢別請求、決定及び支給決定件数

年度 年齢	平成25年度						平成26年度					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数		請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺
19歳以下	20	0	19	2	6	1	15 (9)	1 (0)	11 (5)	1 (0)	9 (4)	0 (0)
20～29歳	277	44	221	34	75	9	297 (111)	40 (4)	271 (99)	49 (9)	104 (37)	19 (1)
30～39歳	428	42	382	38	161	21	419 (139)	52 (3)	390 (127)	52 (5)	138 (37)	23 (0)
40～49歳	421	46	347	45	106	16	454 (190)	72 (7)	392 (144)	61 (4)	140 (43)	28 (1)
50～59歳	218	38	175	28	69	12	217 (83)	37 (2)	199 (73)	38 (2)	86 (23)	23 (0)
60歳以上	45	7	49	10	19	4	54 (19)	11 (3)	44 (14)	9 (1)	20 (6)	6 (0)
合 計	1409	177	1193	157	436	63	1456 (551)	213 (19)	1307 (462)	210 (21)	497 (150)	99 (2)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。
2 ()内は女性の件数で、内数である。

図2-4 年齢別構成比

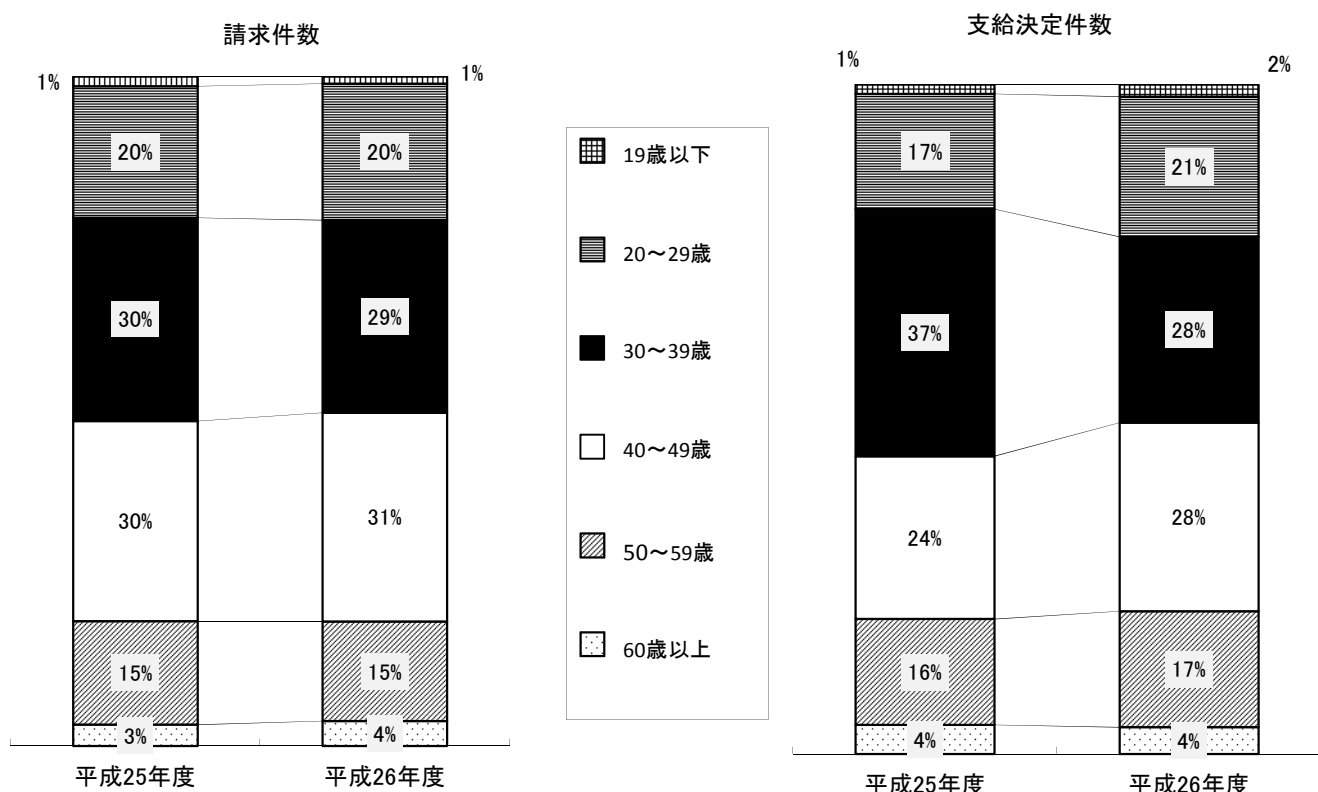


表2-5 精神障害の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

平成26年度

	精神障害					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	53 (20)	12 (2)	64 (29)	12 (3)	31 (15)	2 (0)
青森	9 (4)	1 (0)	10 (5)	2 (1)	7 (3)	1 (0)
岩手	13 (8)	3 (1)	17 (8)	4 (1)	10 (5)	2 (0)
宮城	34 (16)	4 (0)	38 (13)	2 (0)	12 (4)	1 (0)
秋田	9 (3)	3 (1)	6 (3)	2 (1)	2 (0)	0 (0)
山形	12 (3)	3 (0)	12 (4)	2 (0)	5 (2)	0 (0)
福島	11 (2)	0 (0)	12 (3)	2 (0)	5 (1)	1 (0)
茨城	24 (11)	6 (0)	21 (8)	1 (0)	7 (2)	0 (0)
栃木	8 (2)	1 (1)	9 (1)	2 (0)	4 (0)	2 (0)
群馬	18 (6)	4 (0)	16 (2)	2 (0)	5 (1)	2 (0)
埼玉	50 (19)	7 (1)	49 (12)	3 (0)	22 (5)	2 (0)
千葉	46 (17)	7 (0)	37 (13)	6 (0)	19 (7)	3 (0)
東京	253 (93)	36 (2)	234 (84)	37 (2)	91 (27)	18 (0)
神奈川	122 (47)	14 (0)	117 (34)	16 (1)	33 (8)	6 (0)
新潟	21 (11)	7 (2)	19 (9)	6 (1)	10 (4)	5 (1)
富山	7 (1)	4 (0)	4 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
石川	8 (1)	2 (0)	10 (2)	4 (1)	5 (1)	3 (1)
福井	10 (3)	2 (1)	12 (2)	4 (0)	5 (2)	1 (0)
山梨	11 (4)	5 (0)	7 (2)	3 (0)	4 (0)	3 (0)
長野	19 (8)	3 (0)	15 (6)	5 (1)	5 (2)	1 (0)
岐阜	18 (8)	4 (0)	19 (7)	7 (0)	7 (4)	2 (0)
静岡	22 (7)	5 (1)	32 (10)	6 (1)	14 (2)	5 (0)
愛知	61 (23)	7 (1)	51 (20)	4 (1)	17 (7)	2 (0)
三重	22 (10)	3 (0)	12 (4)	2 (0)	6 (2)	0 (0)
滋賀	14 (4)	4 (1)	7 (1)	1 (0)	5 (0)	0 (0)
京都	61 (25)	4 (1)	42 (15)	3 (1)	15 (4)	1 (0)
大阪	137 (54)	8 (1)	140 (53)	19 (0)	40 (9)	7 (0)
兵庫	83 (27)	13 (1)	68 (23)	13 (1)	31 (12)	8 (0)
奈良	14 (6)	1 (0)	9 (6)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
和歌山	4 (1)	1 (0)	6 (1)	2 (0)	4 (0)	2 (0)
鳥取	5 (0)	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
島根	3 (1)	1 (0)	5 (2)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
岡山	15 (8)	1 (0)	13 (7)	1 (1)	6 (3)	0 (0)
広島	38 (12)	8 (0)	33 (10)	7 (0)	12 (3)	4 (0)
山口	15 (6)	3 (0)	11 (4)	3 (0)	5 (1)	3 (0)
徳島	2 (0)	0 (0)	7 (1)	2 (0)	1 (0)	1 (0)
香川	5 (1)	1 (0)	6 (2)	2 (0)	4 (0)	2 (0)
愛媛	19 (8)	2 (0)	14 (6)	2 (0)	2 (2)	0 (0)
高知	10 (6)	1 (0)	6 (3)	0 (0)	3 (1)	0 (0)
福岡	60 (20)	6 (1)	30 (11)	2 (0)	13 (4)	1 (0)
佐賀	10 (5)	1 (0)	5 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
長崎	19 (6)	2 (0)	16 (6)	4 (2)	7 (2)	2 (0)
熊本	18 (13)	1 (0)	13 (7)	2 (0)	4 (2)	0 (0)
大分	15 (6)	2 (1)	12 (4)	2 (1)	5 (1)	1 (0)
宮崎	15 (7)	2 (0)	11 (6)	3 (1)	2 (1)	1 (0)
鹿児島	16 (3)	3 (0)	16 (5)	3 (0)	5 (0)	2 (0)
沖縄	17 (5)	3 (0)	13 (4)	1 (0)	4 (1)	1 (0)
合計	1456 (551)	213 (19)	1307 (462)	210 (21)	497 (150)	99 (2)

注1 自殺は、未遂を含む件数である。

注2 ()内は女性の件数で、内数である。

表2－6 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

区分 \ 年度	平成25年度		平成26年度	
	平成25年度	うち自殺	平成26年度	うち自殺
20 時 間 未 満	89	5	118 (67)	7 (0)
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満	43	9	37 (9)	12 (0)
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	31	4	34 (11)	6 (0)
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	27	7	18 (2)	8 (0)
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	21	4	27 (4)	11 (0)
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	46	9	50 (12)	14 (1)
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	22	4	36 (6)	5 (0)
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	24	6	21 (0)	5 (0)
160 時 間 以 上	31	7	67 (4)	26 (0)
そ の 他	102	8	89 (35)	5 (1)
合 計	436	63	497 (150)	99 (2)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

2 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

表2-7 精神障害の就労形態別決定及び支給決定件数一覧

区分 \ 年度	平成25年度				平成26年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
正規職員・従業員	999	146	375	57	1099 (337)	195 (13)	435 (108)	93 (1)
契約社員	66	1	20	1	70 (34)	6 (4)	16 (6)	3 (1)
派遣労働者	32	4	11	2	30 (18)	0 (0)	4 (4)	0 (0)
パート・アルバイト	85	3	26	2	90 (68)	4 (4)	36 (31)	0 (0)
その他(特別加入者等)	11	3	4	1	18 (5)	5 (0)	6 (1)	3 (0)
合計	1193	157	436	63	1307 (462)	210 (21)	497 (150)	99 (2)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。

2 就労形態の区分は以下のとおりである。

・ 正規職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。

・ 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。

・ 派遣労働者

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

・ パート・アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

3 ()内は女性の件数で、内数である。

表2－8 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事	平成25年度				平成26年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害の体験	（重度の）病気やケガをした	92	4	46	3	79（ 20 ）	7（ 0 ）	43（ 5 ）	5（ 0 ）
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	82	0	49	0	101（ 56 ）	0（ 0 ）	72（ 43 ）	0（ 0 ）
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	5	2	3	1	4（ 0 ）	0（ 0 ）	2（ 0 ）	0（ 0 ）
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	19	6	9	4	40（ 7 ）	19（ 0 ）	17（ 3 ）	9（ 0 ）
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	7	3	2	1	7（ 0 ）	3（ 0 ）	7（ 0 ）	3（ 0 ）
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	2	1	0	0	2（ 0 ）	1（ 0 ）	1（ 0 ）	1（ 0 ）
	業務に関連し、違法行為を強要された	5	0	1	0	15（ 6 ）	0（ 0 ）	1（ 0 ）	0（ 0 ）
	達成困難なノルマが課された	17	8	6	2	18（ 1 ）	7（ 0 ）	5（ 0 ）	4（ 0 ）
	ノルマが達成できなかった	5	0	1	0	5（ 3 ）	2（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	11	5	3	1	4（ 2 ）	2（ 0 ）	1（ 1 ）	0（ 0 ）
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	7	2	2	1	6（ 2 ）	2（ 0 ）	3（ 1 ）	2（ 0 ）
	顧客や取引先からクレームを受けた	22	3	8	1	35（ 10 ）	8（ 0 ）	17（ 2 ）	6（ 0 ）
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	1	0	0	0	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
	上司が不在になることにより、その代行を任された	0	0	0	0	2（ 0 ）	1（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった	127	27	55	14	129（ 24 ）	39（ 2 ）	50（ 9 ）	20（ 0 ）
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	64	10	34	5	89（ 8 ）	24（ 0 ）	55（ 6 ）	13（ 0 ）
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	21	2	15	2	27（ 7 ）	4（ 0 ）	15（ 4 ）	1（ 0 ）
	勤務形態に変化があった	3	1	0	0	4（ 1 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
	仕事のペース、活動の変化があった	0	0	0	0	1（ 1 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	29	1	8	0	30（ 7 ）	1（ 0 ）	11（ 3 ）	1（ 0 ）
	配置転換があった	62	17	11	6	52（ 15 ）	12（ 1 ）	10（ 1 ）	4（ 0 ）
	転動をした	10	2	3	1	10（ 0 ）	5（ 0 ）	4（ 0 ）	2（ 0 ）
	複数名で担当していた業務を1人で担当ようになった	6	3	1	0	3（ 1 ）	1（ 0 ）	1（ 0 ）	0（ 0 ）
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	7	0	1	0	5（ 3 ）	2（ 1 ）	1（ 1 ）	0（ 0 ）
	自分の昇格・昇進があった	5	4	1	1	7（ 3 ）	2（ 1 ）	1（ 0 ）	1（ 0 ）
	部下が減った	1	0	0	0	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
	早期退職制度の対象となった	1	0	0	0	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
	非正規社員である自分の契約満了が迫った	2	0	0	0	2（ 1 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
5 対人関係	（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	115	7	55	5	169（ 70 ）	14（ 5 ）	69（ 26 ）	4（ 0 ）
	上司とのトラブルがあった	231	27	17	5	221（ 102 ）	13（ 5 ）	21（ 8 ）	4（ 2 ）
	同僚とのトラブルがあった	32	2	3	1	40（ 20 ）	3（ 2 ）	2（ 1 ）	0（ 0 ）
	部下とのトラブルがあった	9	1	3	0	4（ 3 ）	1（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
	理解してくれていた人の異動があった	2	0	0	0	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
	上司が替わった	3	1	0	0	1（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	0	0	0	3（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	52	0	28	1	47（ 47 ）	2（ 2 ）	27（ 27 ）	0（ 0 ）
7 特別な出来事 注2		73	8	71	8	61（ 9 ）	19（ 0 ）	61（ 9 ）	19（ 0 ）
8 その他 注3		63	10	0	0	84（ 33 ）	16（ 2 ）	0（ 0 ）	0（ 0 ）
合計		1193	157	436	63	1307（ 462 ）	210（ 21 ）	497（ 150 ）	99（ 2 ）

注 1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負担による精神障害の認定基準について」別表1による。

2 「特別な出来事」は、心理的負担が極度のもの等の件数である。

3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

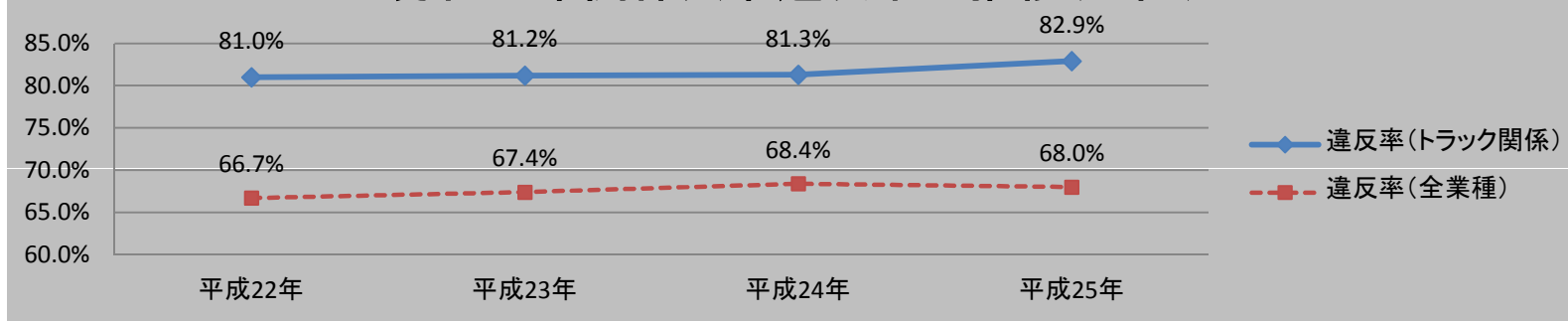
4 自殺は、未遂を含む件数である。

5 （ ）内は女性の件数で、内数である。

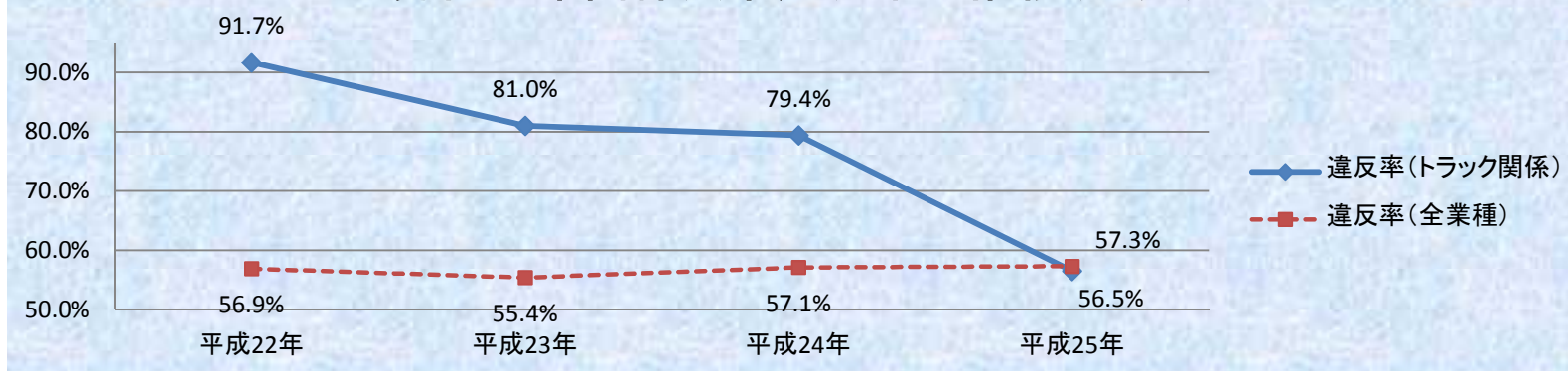
トラック運送事業者に係る監督指導等の状況①

トラック運送事業者に係る労働基準関係法令の違反率は、全業種と比べて高い状況にある。全業種の違反率が約7割弱で推移しているのに対し、トラック運送事業者の違反率は約8割強で推移している。大分県においても、平成25年は全産業の違反率を下回ったが、平成22年から平成24年までは、全産業の違反率が約5割5分で推移しているのに対し、トラック運送事業者の違反率は約9割強から8割弱で推移している。

労働基準関係法令違反率の推移(全国)



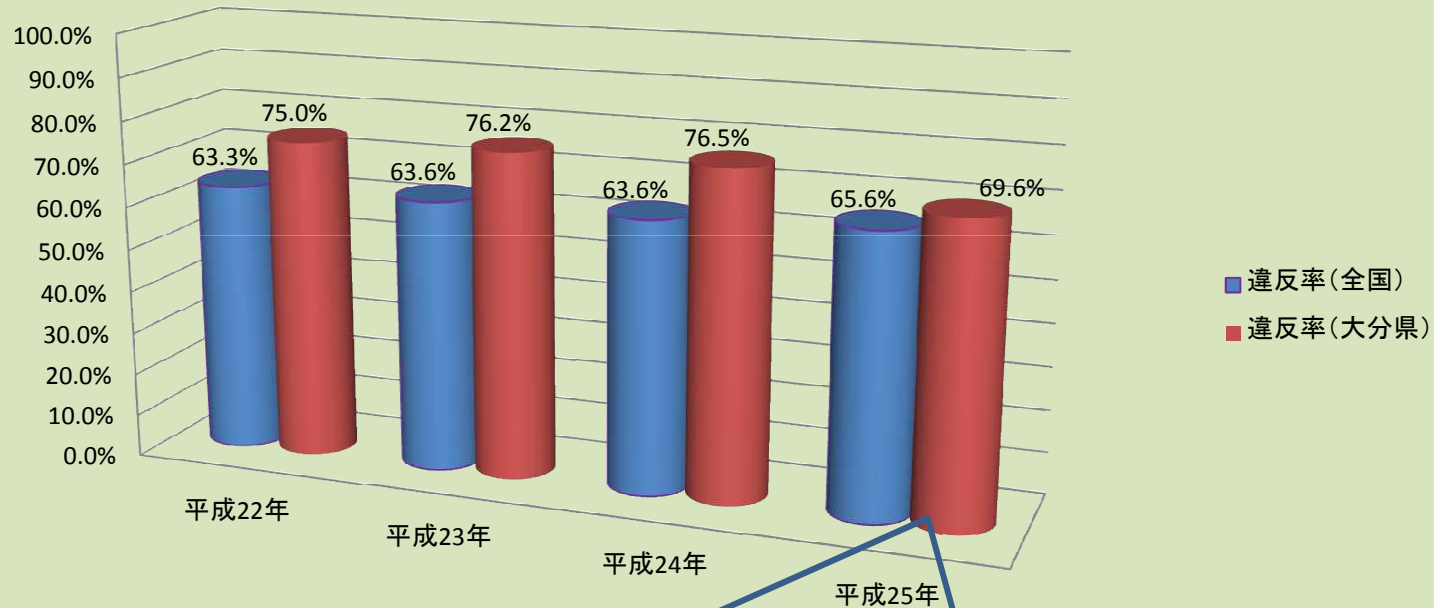
労働基準関係法令違反率の推移(大分)



トラック運送事業者に係る監督指導等の状況②

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）の違反率も高く、平成25年に全国でトラック事業者に監督指導を行った3,016事業場のうち、**65.6%**に当たる1,980事業場において、改善基準告示違反が認められた。また、大分県における改善基準告示の違反率は全国よりも高くなっている。

改善基準告示違反率の推移

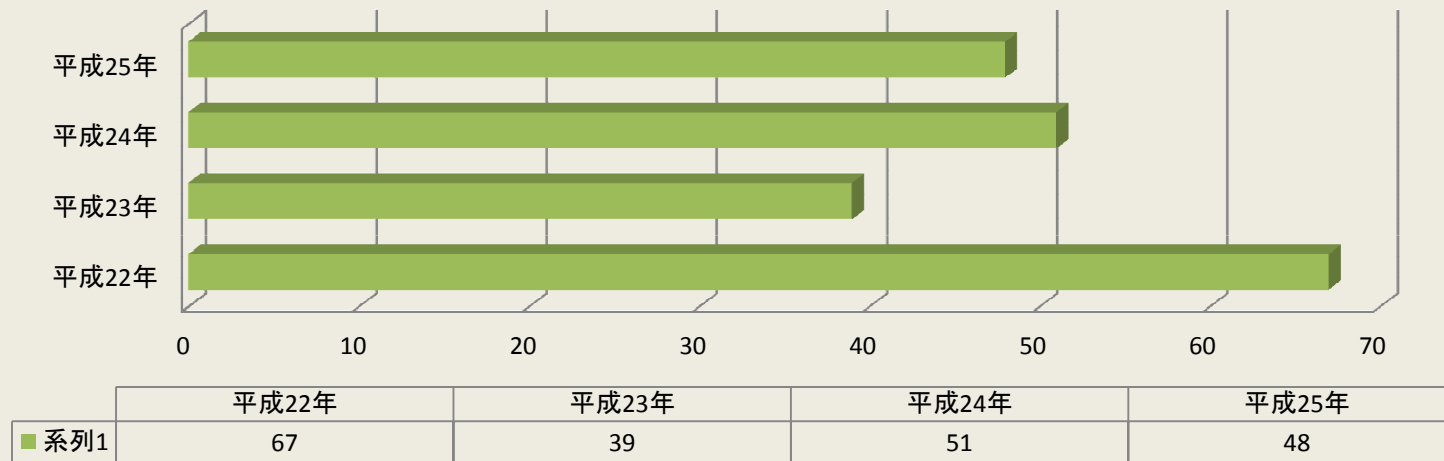


<平成25年 大分県におけるトラック事業者の改善基準告示違反に係る内容(%)>
最大拘束時間 68.8% 総拘束時間及び連続運転時間 62.5%
最大運転時間及び連続運転時間 43.8% 休日労働 12.5%

トラック運送事業者に係る監督指導等の状況③

労働基準監督機関の指導に従わない、あるいは、法違反を繰り返すなどの悪質な事業場に対しては、送検を行うなど厳正に対処している。

労働基準関係法令違反による送検件数



平成25年におけるトラック運送事業者に係る送検件数は、48件であり、全産業（1,043件）の4.6%。

※ 適用事業場全体（4,275,819事業場）に占める運輸交通業（91,475事業場）の割合は2.14%（総務省統計局「経済センサス基礎調査」（平成21年）より算出）。

※ 平成26年には、大分県においても、労働時間に係る違反のため、トラック運送事業者を送検している。

労働基準法の一部改正法が成立

～ 平成22年4月1日から施行されます ～

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」(平成20年法律第89号)が、平成20年12月12日に公布され、平成22年4月1日から施行されます。

このリーフレットでは、改正のポイントを解説しています。内容をご理解いただき、長時間労働の抑制等に向けて積極的な取り組みをお願いします。

1

時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

(中小企業については、当分の間、適用が猶予されます)

1か月に60時間を超える時間外労働を行う場合・・・50%以上

(改正法第37条第1項、第138条)

- 1か月60時間を超える時間外労働については、**法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。**(注1)
- ただし、**中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引上げは猶予されます。**(注2)(※)

(注1) 割増賃金率の引上げは、時間外労働が対象です。
休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は、変更ありません。

(注2) 中小企業の割増賃金率については、施行から3年経過後に改めて検討することとされています。

※ 猶予される中小企業

- ①資本金の額または出資の総額が
- | | |
|-------|-----------|
| 小売業 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 |
| 上記以外 | 3億円以下 |

または

- ②常時使用する労働者数が
- | | |
|-------|--------|
| 小売業 | 50人以下 |
| サービス業 | 100人以下 |
| 卸売業 | 100人以下 |
| 上記以外 | 300人以下 |

(注)事業場単位ではなく、企業(法人または個人事業主)単位で判断します。

割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組みが導入されます

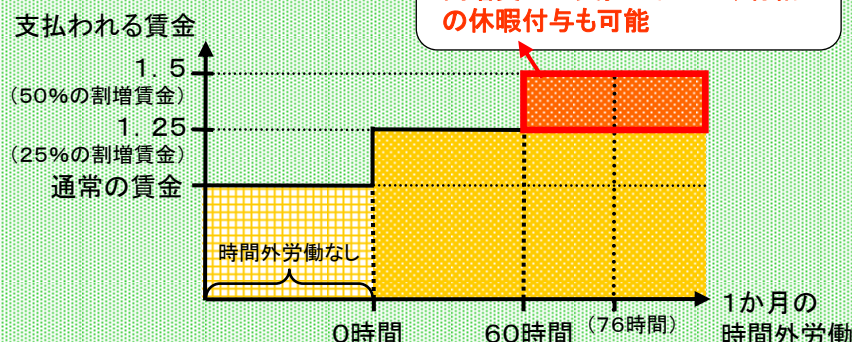
(改正法第37条第3項)

- **事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分(25%から50%に引き上げた差の25%)の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができます。**(注1)
- 労働者がこの有給の休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。(注2)

(注1) この有給の休暇は、長時間の時間外労働を行ったときから一定の近接した期間内に、半日単位などまとまった単位で付与することが考えられますが、詳細は改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、厚生労働省令で定められます。

(注2) 労働者が実際に有給の休暇を取得しなかった場合には、50%の割増賃金の支払が必要です。

【図】割増賃金の支払に代えた有給の休暇の仕組み



【具体例】

時間外労働を月76時間行った場合

→ 月60時間を超える16時間分の割増賃金の引上げ分25%(50%-25%)の支払に代えて、有給の休暇付与も可能

→ $16時間 \times 0.25 = 4時間分$ の有給の休暇を付与

(76時間 $\times$ 1.25の賃金の支払は必要)

2 割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課されます (企業規模にかかわらず、適用されます)

限度時間(1か月45時間)を超える時間外労働を行う場合・・・25%を超える率

○ 「時間外労働の限度基準」(平成10年労働省告示第154号:限度基準告示)により、1か月に45時間を超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

① **特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること**

② ①の率は**法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努めること**

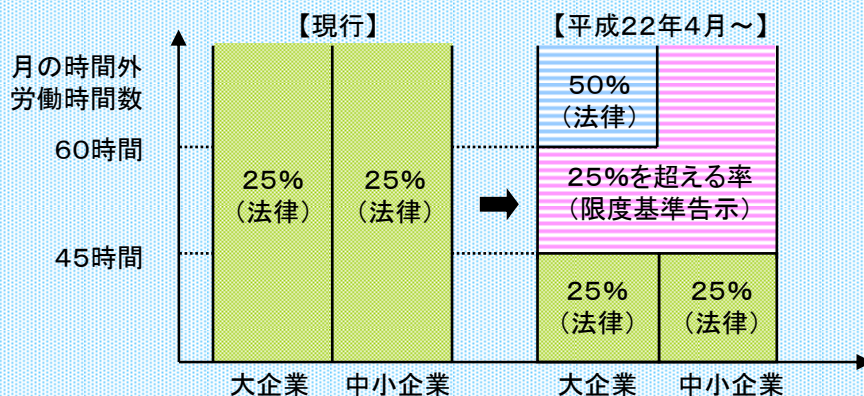
③ 月45時間を超える**時間外労働をできる限り短くするように努めること**が必要となります。(注1)(注2)

(注1) 労使は、時間外労働協定の内容が限度基準告示に適合したものとなるようにしなければなりません。(労働基準法第36条第3項)

(注2) 今後、改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、限度基準告示が改正される予定です。

【図】時間外労働に対する割増賃金率の仕組み

※ 1、2の改正内容を図にすると右のようになります。



3 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります (企業規模にかかわらず、適用されます)

(改正法第39条第4項)

○ 現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、**事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。**

(注1)(注2)

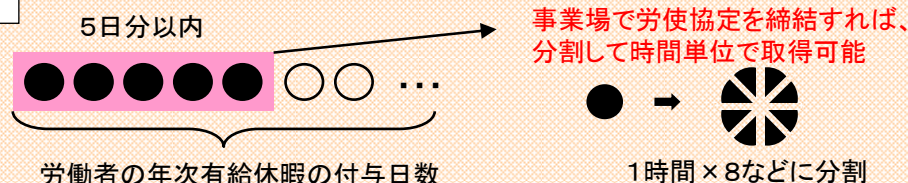
○ 年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。(注3)

(注1) 所定労働日数が少ないパートタイム労働者の方なども、事業場で労使協定を締結すれば、時間単位で取得できるようになります。

(注2) 1日分の年次有給休暇が何時間分の年次有給休暇に当たるかは、労働者の所定労働時間をもとに決めることとなりますが、詳細は改正法の施行までに、労働政策審議会で議論の上、厚生労働省令で定められます。

(注3) 例えば、労働者が日単位で取得することを希望した場合に、使用者が時間単位に変更することはできません。

【図】時間単位年休の仕組み



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省のホームページもご覧ください。 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>

(H20.12)

労働基準法等の一部を改正する法律案の概要

※平成27年4月3日閣議決定

長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

I 長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

(1) 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

- ・ 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(3年後実施)

(2) 著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

- ・ 時間外労働に係る助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を明確にする。

(3) 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

- ・ 使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。

(4) 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進(※労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の改正)

- ・ 企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組を促進するため、企業全体を通じて一の労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に係る労使協定に代えることができることとする。

II 多様で柔軟な働き方の実現

(1) フレックスタイム制の見直し

- ・ フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。

(2) 企画業務型裁量労働制の見直し

- ・ 企画業務型裁量労働制の対象業務に「課題解決型提案営業」と「裁量的にPDCAを回す業務」を追加するとともに、対象者の健康確保措置の充実や手続の簡素化等の見直しを行う。

(3) 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

- ・ 職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円以上)を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
- ・ また、制度の対象者について、在社時間等が一定時間を超える場合には、事業主は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければならないこととする。(※労働安全衛生法の改正)

施行期日：平成28年4月1日(ただし、Iの(1)については平成31年4月1日)

中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率の引上げについて

現行

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

改正案

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

平成22年4月以降、当分の間適用猶予(3年後見直し規定あり)

	時間外労働が月60時間超である 労働者が存在する割合		平均的な時間外労働が 月60時間超である割合	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
全体	8.1%	4.4%	0.5%	0.8%
自動車の運転の業務	40.6%	42.2%	11.7%	13.4%

→ 平成26年度の「脳・心臓疾患」の労災支給決定件数277件のうち、85件(30.9%)が「自動車運転従事者」

- 関係省庁・業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めることとする。その間、施行は猶予することとし、施行日は他の項目より3年遅らせる(平成31年4月)。

改正労働基準法におけるトラック事業者への影響（試算）

1日8時間、週40時間が所定労働時間の会社で、月20日勤務、月給 200,000円の労働者を、改善基準告示の拘束時間の限度ぎりぎりまで労働させたとすると・・・

293時間（1か月の総拘束時間の限度）－20時間（1日あたり1時間の休憩とした場合）＝273時間の実働時間

1か月の平均所定労働時間＝365日÷7日×40時間÷12か月＝173.8時間

273時間－173.8時間＝月99.2時間の時間外労働をさせていることになる。

これまでの場合

◆月給 200,000円÷173.8時間≒時間給1,151円

◆1,151円×1.25≒時間外労働の割増賃金1,439円

◆1,439円×99.2時間（時間外労働）≒142,749円（割増賃金の総額）

基本給200,000円＋142,749円＝342,749円

法改正後

◆基本給 200,000円÷173.8時間≒時間給1,151円

◆1,151円×1.25≒時間外労働の割増賃金1,439円

◆1,151円×1.50≒時間外労働の割増賃金1,727円

◆1,439円×60時間（時間外労働）＝86,340円

◆1,727円×39.2時間≒67,699円（月60時間超の時間外労働分）

◆86,340円＋67,699円＝154,039円（割増賃金の総額）

基本給200,000円＋154,039円＝354,039円

月11,290円増

※これは法改正の影響を具体的に理解するために単純化した試算です。実際の計算は、労働時間の設定や勤務等の状況によって、法令に照らし、個別に計算する必要があります。

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けた取組について

- 本日閣議決定された「労働基準法等の一部を改正する法律案」においては、長時間労働を抑制するために、月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率引き上げ(25%→50%)について、中小企業への適用猶予を見直し、平成31年4月から適用することとしています。
- この見直しにあたっては、中小企業において特に長時間労働者比率が高い業種を中心に、関係行政機関や業界団体等との連携の下、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進める必要があります。
- このうち、トラック運送事業においては、働いている方の総労働時間が長いという実態が見られるところですが、これには、荷主都合による手待ち時間など、トラック運送事業者のみの努力で改善することが困難であるという要因が背景にあります。
- このため、別添ロードマップに基づき、学識経験者、荷主、事業者、行政(国土交通省・厚生労働省)などにより構成される協議会を中央及び各都道府県に設置し、実態調査・パイロット事業・長時間労働改善ガイドラインの策定等を行うことにより、関係者が一体となって、長時間労働の抑制とその定着を図ってまいります。

トラック輸送における長時間労働の抑制に向けたロードマップ

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・各都道府県において協議会の設置・検討 (厚生労働省・国土交通省、荷主、事業者等による協議会)	協議会の設置			
	協議会の開催、パイロット事業の計画・検証、対策の検討、ガイドラインの策定 等			
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			
③パイロット事業(実証実験)の実施、対策の具体化		パイロット事業(実証実験)の実施 労働時間縮減のための助成事業		
④長時間労働改善ガイドラインの策定・普及			ガイドラインの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及・定着の促進 助成事業の実施

定期的なフォローアップ・更なる対策の検討